

公拡法に基づく届出・申出制度の一部が改正されました。

「第2次一括法」の公布に伴い、平成24年4月1日から、「公有地の拡大の推進に関する法律」が改正されました。これにより、知事の権限の一部が市長に移譲されます。

公拡法に基づく届出・申出制度に関する変更点は以下のとおりです。

1. 改正対象

大和市の区域に所在する土地に関する届出・申出

2. 改正時期

平成24年4月1日以降の届出・申出

3. 改正内容

①【届出申出先】

改正前	土地の所在する市を経由して知事に届出・申出
改正後	土地の所在する市の市長に届出・申出

具体的には、届出書・申出書のあて名が「神奈川県知事」から「大和市長」に変わります。

提出先については変更ありません。（土地が所在する市役所）

②【届出・申出後の買取希望の有無の通知者】

改正前	知事から届出者・申出者に通知
改正後	市長から届出者・申出者に通知

③【届出・申出の要件（都市計画施設の区域内）】

	有償譲渡に伴う届出【第4条関係】	買取希望の申出【第5条関係】
改正前	100㎡以上（県条例による）	100㎡以上（県規則による）
改正後	200㎡以上（政令による）	100㎡以上（市規則による）

都市計画施設とは、都市計画において定められた道路、公園、緑地、河川、駐車場や道路法による道路区域などです。